

日本語で使える 約1,430の疾患・治療情報を収載

「今日の臨床サポート」 トライアルと ご評価アンケート実施のご案内

トライアル期間：2024年10月15日（火）～11月14日（木）

▼ご利用方法▼

①岡豊キャンパス及び附属病院で利用の場合

以下URLまたは右の二次元コードからアクセス
(ログイン不要)

<https://clinicalsup.jp/jpoc/>



※電子カルテの  ブラウザから
図書館医学部分館サイトアクセス→
「お知らせ」欄からご利用も可能



②ご自宅など外部からご利用の場合

上記の院内・学内ネットワークからアクセスし、
ご自身でアカウント作成をいただくことが可能

※トライアル期間終了後はご利用いただけません

※ログイン時はID・パスワード・施設コードの入力が必要です

アカウント作成方法↓



【重要】導入検討用：簡易アンケート回答のお願い

トップページバナーから
ご回答お願いします

こちら 





今日の臨床サポート[®]のご利用方法

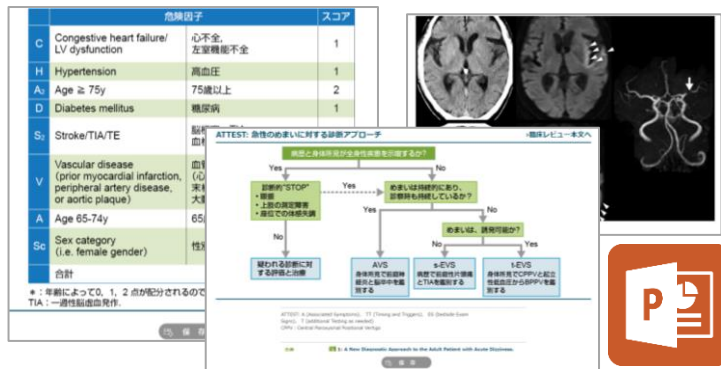


各臨床レビューのトップには、**概要**と格付け済の**推奨**が簡潔にまとまっており、必要な情報を素早く確認することができます ▼▼

ジェネリックも含めた**薬剤情報**は**毎月更新**。
同効薬、禁忌、添付文書の確認はもちろん、
薬剤相互作用を調べる機能もあります ▼▼



診断アルゴリズム、X 線やCT、図表なども参照可能。
一部、パワーポイントへの**エクスポートも可能**です ▼▼



疾患・症状の概要や**生活上の注意点**が
わかりやすく記載された説明資料を印刷して、
そのまま患者さんへ渡すことができます ▼▼



医師



研修医

専門外の領域の疾患・治療
に関する知識確認ツールとして

カンファレンス時など知識が曖昧
だと感じた時の確認ツールとして



看護師



ソーシャルワーカー
医療相談室・事務部

混合病棟で非専門分野の疾患の確認
看護計画作成・更新時の参照として

退院支援の際など疾患や点数に
ついて質問対応する時の確認として

- **掲載コンテンツ**
- 約1,430の疾患・症状
概要、診断・治療方針
- エビデンス解説とPubMedへの
リンク
- 疾患・症状の患者さん向け説
明資料
- 薬剤情報 *ジェネリック含む
- 検査・処方例
- アルゴリズム、画像
- 診療報酬点数
- 医療計算機



※掲載コンテンツ説明動画（約2分）は**こちら**⇒



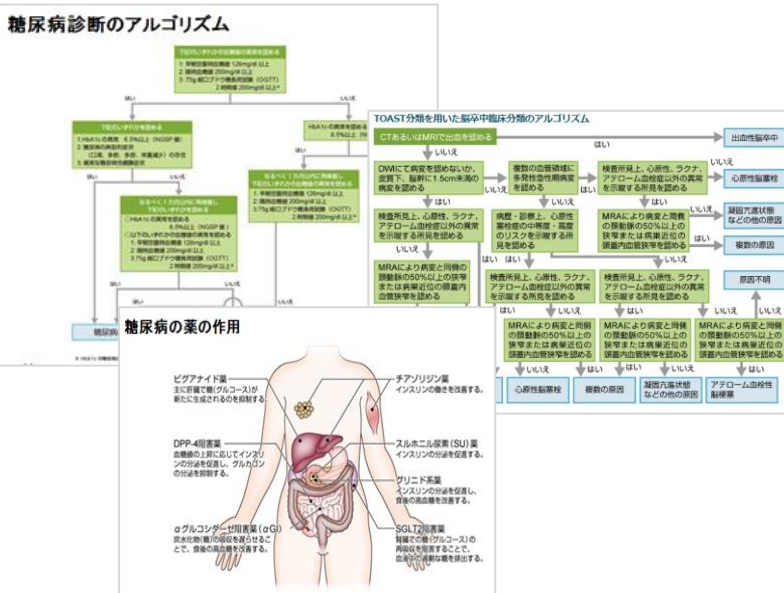
「今日の臨床サポート」 おすすめコンテンツ その①

「日本語で調べやすいし読みやすい」

「疾患についての**全体像がわかり、周辺知識も得られてわかりやすい**」

「普段馴染みのない診療科についてすぐに調べられた」

鑑別診断のフローチャートやアルゴリズム



薬物相互作用（添付文書ベース）

今日の臨床サポート

すべて ▾ 検索 🔍

症状・疾患	薬剤	薬剤コード	薬物相互作用	検体検査	診療報酬点数	医療計算機
-------	----	-------	--------	------	--------	-------

薬剤名を入力してください

検索
全てクリア

選択薬剤一覧

薬物相互作用検索 (β版)

薬剤名を入力してください

検索
全てクリア

選択薬剤一覧

検索結果

検索結果は添付文書の記載に基づいています。
 (添付文書上に記載がないものは表示されないものでご注意ください)

⚠ 併用注意

- ・ フォシーガ (タバグリフロジンプロピレングリコール水和物) + リベルサス (セマグルチド (遺伝子組換え))
- ・ リベルサス (セマグルチド (遺伝子組換え)) + フォシーガ (タバグリフロジンプロピレングリコール水和物)

患者さん説明用資料（各疾患ページ右上）

[illegible]

医療計算機（30種以上）

今日の臨床サポート

症状・疾患	薬剤	薬用コード	薬物相互作用	検体検査	診療報酬点数	医療計算機
標準・単位変換等						
検査後標準（ベイスの定理）	単位変換	NNT: 治療必要例数		体重面積計算(BSA, body surface area)		
点滅速度	y計算	小児薬用量の計算(体重あたりの用量 × 体重)				
呼吸器						
A-a Gradient	肺動脈・肺静脈血ガス配 (デルタ(A-a) P _{O2})					
(デルタ(A-a) PO₂)						
アニオンギャップ・血清	動脈血酸素量(CaO ₂)	肺毛細管血酸素量(CcO ₂)		混合静脈血酸素含量(CvO ₂)		
全身の脂溶性脂肪酸	Henderson-Hasselbalch式	デルタギッブ：混合代謝異常の評価		全身酵素消費量、Systemic Oxygen Extraction Index (O ₂ EI)		
肺動脈萎縮率(PA/CV)						
循環器						
ボデマスス						スク(NIPPON)
肺血管抵抗						遠隔抗血栓
腎臓						

性別: 男性 ▾

年齢(歳):
 重量: kg ▾

血清クレアチニン値(mg/dL):

クリア
計算する

推定クレアチンクリアランス 推定量(cc /分):

クレアチンクリアランス - 推定(Cockcroft-Gault式)
 男性正常値 : 100から125 mL/min/1.73m²
 女性正常値 : 85から105 mL/min/1.73m²

推定クレアチンクリアランス - (Cockcroft-Gault式):
 男性 = (((140 - 年齢) * 重量[kg]) / (Pcreat * 72))
 女性 = (((140 - 年齢) * 重量[kg]) / (Pcreat * 72)) * 0.85

「今日の臨床サポート」 おすすめコンテンツ その②

「患者対応する前に、きちんと確認できて役立った」

「分厚い診療報酬の本で調べるより、管理料などの算定ルールが早く分かる」

診療報酬点数（医科）

症状・疾患	薬剤	薬剤コード	薬物相互作用	検体検査	診療報酬点数	医療計算機
医科本文： ■医科 第1章 基本診療科 第1部 初・再診科 ■医科 第2章 特設診療科 第1部 医学管理等 第3部 検査 第3節 生体検査科 第4部 画像診断 第6部 精神科専門療法 第12部 放射線治療 ■医科 第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療科 第1部 併設保険医療機関の療養に関する事項 ■医科 第4章 経過措置 第4部 経過措置 施設基準： 基本診療科の施設基準等 特設診療科の施設基準等						
		第2部 入院科等		第3部 検査	第3部 検査 第1節 検体検査科	
		第3部 検査 第4節 診断資料・検体採取科		第3部 検査 第5節 薬剤科	第3部 検査 第6節 特定保険医療材料科	
		第5部 治療		第6部 注射	第7部 リハビリテーション	
		第6部 処置		第10部 手術	第11部 麻酔	
		第13部 病理診断		第14部 その他		

基本診療科の施設基準

診療報酬点数	基本診療科の施設基準等
ホームへ	- 第一 箇条の通則 - 第二 施設基準の通則 - 第三 特設診療科の施設基準等 - 第四 医科診療科の注7及び注8、医科再診科の注6、外傷診療科の注9並びに歯科診療科の注7の経緯外加算等に係る厚生労働大臣が定める経緯 - 第五 医科診療科の特定保険医療材料科、医科再診科の特定保険医療材料科及び外傷診療科の特定保険医療材料科の施設基準 - 第六 医科診療科、医科再診科及び外傷診療科の併設施設基準等を用いた診療に係る施設基準 - 第七 医科診療科及び医科再診科の改設・併設等に関する施設基準 - 第八 医科診療科に係る厚生労働大臣が定める患者 - 第九 医科診療科の機能強化加算の施設基準 - 第十 医科診療科及び医科再診科の外来感染症対策向上加算の施設基準 - 第十一 医科診療科及び医科再診科の連携強化加算の施設基準 - 第十二 医科診療科及び医科再診科のカーベランス強化加算の施設基準 - 第十三 医科診療科及び医科再診科の介護保険適用使用体系加算の施設基準 - 第十四 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第十五 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第十六 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第十七 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第十八 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第十九 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第二十 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第二十一 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第二十二 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第二十三 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第二十四 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第二十五 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第二十六 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第二十七 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第二十八 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第二十九 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第三十 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第三十一 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第三十二 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第三十三 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第三十四 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第三十五 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第三十六 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第三十七 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第三十八 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第三十九 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第四十 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第四十一 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第四十二 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第四十三 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第四十四 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第四十五 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第四十六 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第四十七 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第四十八 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第四十九 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第五十 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第五十一 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第五十二 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第五十三 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第五十四 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第五十五 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第五十六 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第五十七 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第五十八 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第五十九 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第六十 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第六十一 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第六十二 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第六十三 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第六十四 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第六十五 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第六十六 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第六十七 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第六十八 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第六十九 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第七十 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第七十一 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第七十二 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第七十三 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第七十四 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第七十五 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第七十六 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第七十七 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第七十八 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第七十九 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第八十 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第八十一 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第八十二 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第八十三 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第八十四 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第八十五 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第八十六 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第八十七 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第八十八 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第八十九 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第九十 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第九十一 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第九十二 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第九十三 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第九十四 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第九十五 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第九十六 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第九十七 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第九十八 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第九十九 医科診療科及び医科再診科の施設基準 - 第一百 医科診療科及び医科再診科の施設基準

看護職員夜間配置加算(1日につき)

A207-4 看護職員夜間配置加算（1日につき）			
1 看護職員夜間12対1配置加算			
イ 看護職員夜間12対1配置加算 1	110点		
ロ 看護職員夜間12対1配置加算 2	90点		
2 看護職員夜間16対1配置加算			
イ 看護職員夜間16対1配置加算 1	70点		
ロ 看護職員夜間16対1配置加算 2	45点		

注

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第1部の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、看護職員夜間配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

通知

(1) 看護職員夜間配置加算は、看護職員の手厚い夜間配置を評価したものであるため、当該基準を満たしているも、基本診療科の施設基準等の第5の(1)の(7)に定める夜間の看護職員の最小必要数を超過した3人以上でなければ算定できない。

(2) 看護職員夜間配置加算は、当該患者が入院した日から起算して14日を限度として算定できる。

(令和6年版)

入院料等 通則

入院料等 通則
通則 1 健康保険法第63条第1項第5号及び高年齢者医療保険法第64条第1項第5号による入院及び看護の費用は、第1部から第5部までの各区分の所定点数により算定する。この場合において、特に規定する場合を除き、通常必要とされる療養環境の提供、看護及び医学的管理に要する費用は、第1部、第3部又は第4部の各区分の所定点数に含まれるものとする。 2 同一の保険医療機関において、同一の患者につき、第1部の各区分に掲げる入院基本料（特別入院基本料、月平均夜間超過加算、夜間特別入院基本料及び重症患者割合特別入院基本料（以下「特別入院基本料等」という。）を含む。）、第3部の各区分に掲げる特定入院料及び第4部の各区分に掲げる短期滞在手術等基本料を同一の日に算定することはできない。 3 別に厚生労働大臣が定める患者の場合には、特別入院基本料等、区分番号A1008に掲げる有床診療所入院基本料又は区分番号A109に掲げる有床診療所療養病床入院基本料を算定する場合を除き、入院日から起算して5日までの間は、区分番号A400の2に掲げる短期滞在手術等基本料3を算定し、6日目以降は第1部の各区分に掲げる入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3部の各区分に掲げる特定入院料のいずれかを算定する。 4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関においては、当該患者の主傷病に係る入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、特定入院料又は短期滞在手術等基本料を算定する。 5 第1部から第4部までに規定する期間の計算は、特に規定する場合を除き、保険医療機関に入院した日から起算して計算する。ただし、保険医療機関を退院した後、同一の疾病又は傷病により、当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関に入院した場合には、急性増悪その他やむを得ない場合を除き、最初の保険医療機関に入院した日から起算して計算する。 6 別に厚生労働大臣が定める入院患者数の基準又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関の入院基本料については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。 7 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、看護対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合限り、第1部（特別入院基本料等を含む。）、第3部及び第4部（短期滞在手術等基本料1を除く。）の各区分に掲げるそれぞれの入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数を算定する。 8 7に規定する別に厚生労働大臣が定める基準のうち、栄養管理体制に関する基準を満たすことができない保険医療機関（診療科を除き、別に厚生労働大臣が定める基準を満たすものに限る。）については、第1部（特別入院基本料等を除く。）、第3部及び第4部（短期滞在手術等基本料1を除く。）の各区分に掲げるそれぞれの入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数から1日につき40点を減算する。

ご活用シーンの例：

- 患者さん・ご家族への説明の際に（図、表、患者さん向け資料）
- 保険会社様式の診断書作成代行の際に（疾患情報を転載）
- レセプト業務の確認の際に
- 知らない用語等を調べたいときに
- 保険適応病名を確認するときに

